



図-3.2 海岸保全施設を整備しようとする区域

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域					ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
	県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	1	1	崎針尾海岸(小倉地区)	佐世保市崎針尾東免海老崎2666番地地先	(河)	護岸	○	212.4	+1.60~1.88	190.4m	—	佐世保市崎針尾東免の一部	宅地 森林	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	老朽化対策	<p>必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。</p>
			針尾漁港海岸(名倉地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸		303m	2.10			佐世保市針尾西町の一部	宅地 道路		高潮対策	
			針尾漁港海岸(小鯛ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸		504m	1.80			佐世保市針尾西町の一部	宅地 農地 道路		高潮対策	
			佐世保海岸(人崎地区)	佐世保市針尾中町1599から997まで	(農)	護岸		1,558m	3.8	—	—	佐世保市針尾中町の一部	耕作地		高潮対策	
			針尾漁港海岸(鯛ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸		1442m	2.10			佐世保市針尾西町の一部	宅地 農地 道路		高潮対策	
						突堤		1基 6m	4.00			佐世保市針尾西町の一部			高潮対策	
			崎針尾海岸(後平地区)	佐世保市針尾西町1582番地地先	(河)	護岸	○	723.4	+0.551~3.43	233.4m	—	佐世保市針尾西町の一部	農地 森林		老朽化対策	
						突堤		13.5	—	—	—	—			高潮対策	
			針尾海岸(犬の谷地区)	佐世保市針尾西町字犬の谷1703から1783まで	(農)	護岸		457m	—	—	—	佐世保市針尾西町の一部	耕作地		高潮対策	
			崎針尾海岸(黒瀬地区)	佐世保市針尾西町2048番地地先	(河)	護岸	○	402.9m	+2.53~4.41	308.9m	—	佐世保市針尾西町の一部	森林		老朽化対策	
			崎針尾海岸(口木地区)	佐世保市針尾西町2229番地地先	(河)	護岸	○	665.19	+2.96~4.86	630.6m	—	佐世保市小佐々町の一部	宅地 森林		老朽化対策	
佐世保港海岸(口木崎地区)	針尾北町地先 口木崎(口)地先	(港)	護岸	○	997m	2.5~3.7	997m	4.0	佐世保市針尾北町~針尾西町の一部	宅地 農地 工業地	老朽化対策					
			陸閘	○	2基	—	2基	—	—		老朽化対策					
			護岸		766m	2.5~3.7	—	—	佐世保市針尾北町~針尾西町の一部		高潮対策					
			陸閘		3基	—	—	—	—		高潮対策					
佐世保海岸(口木地区)	佐世保市針尾西町字口木2235から2308まで	(農)	護岸		249m	3.8	—	—	佐世保市針尾西町の一部	耕作放 棄地	高潮対策					

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他				
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向			
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項		
長崎県	12		柿ノ浦漁港海岸(柿ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸		401m	2.30			佐世保市針尾西町の一部	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	宅地 道路	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	13		佐世保港海岸(針尾大崎地区)	石場(イ)地先 船瀬(ロ)地先 大崎浦頭地先	(港)	護岸	○	1,210m	2.6~4.2	1,210m	4.0	佐世保市針尾北町の一部		道路 農地 森林	老朽化対策		
						陸閘	○	14基	—	14基	—	—			老朽化対策		
	14		佐世保港海岸(白毛ノ浦地区)	白毛(ロ)地先	(港)	堤防		355m	3.0	—	—	佐世保市針尾町の一部		宅地 道路 工業地	高潮対策		
						水門		1基	—	—	—	—			高潮対策		
	15		佐世保港海岸(有福地区)	有福(イ)地先	(港)	護岸	○	574m	2.5~3.5	574m	3.0	佐世保市針尾町の一部		宅地 道路 工業地	老朽化対策		
						護岸		1,830m	2.5~3.5	—	—	佐世保市針尾町の一部			高潮対策		
						水門		1基	—	—	—	—					高潮対策
	16	2	佐世保港海岸(早岐地区)	田子の浦(イ)地先	(港)	護岸	○	438m	2.8	438m	3.0	佐世保市早岐町の一部		宅地 道路 工業地	老朽化対策		
						突堤		1基 44m	—	—	—	—					高潮対策
						護岸		116m	2.8	—	—	佐世保市早岐町の一部			高潮対策		
	17		佐世保港海岸(大塔地区)	大塔地先	(港)	護岸	○	569m	2.5~3.3	569m	3.0	佐世保市大塔町の一部		宅地 道路	老朽化対策		
						堤防		43m	2.6	—	—	佐世保市大塔町の一部			高潮対策		
						護岸		175m	2.5~3.9	—	—	佐世保市大塔町の一部			高潮対策		
	18		佐世保港海岸(東浜地区)	東浜沖新町地先	(港)	護岸	○	1,661m	2.0~3.5	1,661m	3.0	佐世保市沖新町の一部		宅地 道路 工業地	老朽化対策		
						堤防		85m	3.0	—	—	佐世保市沖新町の一部			高潮対策		
						護岸		1,327m	2.0~3.5	—	—	佐世保市沖新町の一部			高潮対策		
						陸閘		3基	—	—	—	—					高潮対策
水門							1基	—	—	—	—		高潮対策				
19	3	佐世保港海岸(前畑地区)	前畑(イ)地先 前畑(ロ)地先	(港)	護岸		176m	3.0	—	—	佐世保市前畑町の一部	工業地	高潮対策				

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	20		佐世保港海岸(千尽地区)	千尽地先	(港)	護岸	○	156m	2.5	156m	3.0	佐世保市千尽町の一部	工業地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
						護岸		395m	2.5~3.4	—	—	佐世保市千尽町の一部			高潮対策	
	21		佐世保港海岸(赤崎地区)	赤崎地先	(港)	護岸	○	194m	2.9	194m	3.0	佐世保市赤崎町の一部	工業地		老朽化対策	
						護岸		16m	2.9	—	—	佐世保市赤崎町の一部	高潮対策			
	22		佐世保港海岸(本船地区)	庵ノ浦地先	(港)	護岸	○	285m	3.0	285m	4.0	佐世保市庵ノ浦町の一部	工業地		老朽化対策	
						突堤	○	1基 13m	—	1基 13m	—	—			老朽化対策	
						護岸		247m	3.0	—	—	佐世保市庵ノ浦町の一部			高潮対策	
	23	3	佐世保港海岸(庵ノ浦地区)	庵ノ浦地先	(港)	堤防	○	36m	3.0	36m	4.0	佐世保市庵ノ浦町の一部	宅地		老朽化対策	
						護岸	○	1,113m	3.0~4.0	1,113m	4.0	佐世保市庵ノ浦町の一部			老朽化対策	
						陸開	○	6基	—	6基	—	—			老朽化対策	
						堤防		17m	3.0	—	—	—			高潮対策	
						護岸		844m	3.0~4.0	—	—	佐世保市庵ノ浦町の一部			高潮対策	
						陸開		3基	—	—	—	—			高潮対策	
	24		佐世保港海岸(小庵ノ浦地区)	俵ヶ浦地先	(港)	堤防	○	42m	2.2	42m	4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地 森林		老朽化対策	
						護岸	○	737m	3.5	737m	4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部			老朽化対策	
						突堤	○	1基 20m	—	1基 20m	—	—			老朽化対策	
						陸開	○	6基	—	6基	—	—			老朽化対策	
						堤防		54m	2.0~2.2	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策	

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他				
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「○」		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向			
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項		
長崎県	25		佐世保港海岸(俵ヶ浦地区)	俵ヶ浦地先	(港)	堤防	○	16m	3.5~3.8	16m	4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地 工業地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						護岸	○	3,974m	2.8~3.8	3,974m	4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部					老朽化対策
						陸閘	○	13基	—	13基	—	—					老朽化対策
						堤防		231m	3.0	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部					高潮対策
						護岸		607m	2.5~4.5	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部					高潮対策
						水門		1基	—	—	—	—					高潮対策
	26		佐世保港海岸(向後崎地区)	国崎(イ)地先 俵ヶ浦地先	(港)	護岸	○	1,203m	2.0~3.5	1,203m	4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部	森林	老朽化対策			
	27		佐世保港海岸(国崎地区)	国崎地先 国崎(ロ)地先	(港)	護岸	○	626m	2.7~5.3	626m	4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	老朽化対策			
	護岸		63m	2.7~5.3	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	高潮対策									
	28	4	佐世保港海岸(白浜地区)	柳ノ本(イ)地先 国崎(ハ)地先	(港)	護岸	○	232m	2.5	232m	3.5	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	老朽化対策			
	護岸		141m	2.5~2.6	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	高潮対策									
	砂浜		300m 6,000㎡	—	—	—	—	高潮対策									
	29		佐世保港海岸(安東寺地区)	柳ノ本(ロ)地先	(港)	護岸	○	172m	2.5	172m	3.5	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	老朽化対策			
	陸閘	○	2基	—	2基	—	—	老朽化対策									
	堤防		100m	3.0	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	高潮対策									
	護岸		64m	2.5	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	高潮対策									
	水門		1基	—	—	—	—	高潮対策									
	30		佐世保港海岸(柳ノ本地区)	柳ノ本(ニ)地先 柳ノ本(ハ)地先	(港)	護岸	○	1,345m	2.2~2.7	1,345m	3.5	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	老朽化対策			
	堤防		54m	3.0	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	高潮対策									
	護岸		270m	2.2	—	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	高潮対策									
陸閘		1基	—	—	—	—	高潮対策										

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他				
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向			
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項		
長崎県	31		佐世保港海岸(名切地区)	名切(ニ)地先 名切(ハ)地先 名切(ロ)地先 名切(イ)地先	(港)	護岸	○	345m	2.5~3.0	345m	3.5	佐世保市船越町~下船越町の一部	宅地 工業地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						陸閘	○	11基	—	11基	—	—			老朽化対策		
						堤防		352m	3.0	—	—	佐世保市船越町~下船越町の一部			高潮対策		
						護岸		112m	2.4	—	—	佐世保市船越町~下船越町の一部			高潮対策		
						陸閘		2基	—	—	—	—			高潮対策		
						水門		3基	—	—	—	—			高潮対策		
	32	5		佐世保港海岸(船越地区)	船越(ハ)地先 船越(ロ)地先 船越(イ)地先 船越地先	(港)	護岸	○	2,063m	2.2~3.0	2,063m	3.5	佐世保市船越町の一部	宅地 工業地		老朽化対策	
							陸閘	○	43基	—	43基	—	—			老朽化対策	
							護岸		2,046m	2.2~3.0	—	—	佐世保市船越町の一部			高潮対策	
							突堤		1基 10m	—	—	—	—			高潮対策	
							陸閘		17基	—	—	—	—			高潮対策	
							水門		1基	—	—	—	—			高潮対策	
	33			佐世保港海岸(鹿子前地区)	鹿子前(ロ)地先 鹿子前(イ)地先	(港)	離岸堤	◎	—	—	1基 67m	—	—	緑地 宅地 道路		高潮対策	
							護岸	○	877m	2.3~3.5	877m	3.5	佐世保市鹿子前町の一部			老朽化対策	
							砂浜(養浜)	○	200m 4,000㎡	—	200m 4,000㎡	—	—			老朽化対策	
							陸閘	○	15基	—	15基	—	—			老朽化対策	
							堤防		59m	3.1	—	—	佐世保市鹿子前町の一部			高潮対策	
							護岸		506m	2.3~3.5	—	—	佐世保市鹿子前町の一部			高潮対策	
							陸閘		6基	—	—	—	—			高潮対策	

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他				
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向			
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項		
長崎県	34	5	佐世保港海岸 (日野地区)	日野地先 牽牛崎地先	(港)	護岸	○	632m	2.1~4.8	632m	3.5	佐世保市日野町の一部	宅地 工業地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						陸開	○	4基	—	4基	—	—					老朽化対策
						堤防		104m	3.0	—	—	佐世保市日野町の一部					高潮対策
						護岸		50m	2.1~2.5	—	—	佐世保市日野町の一部					高潮対策
						陸開		8基	—	—	—	—					高潮対策
						水門		1基	—	—	—	—					高潮対策
	35		佐世保港海岸 (大湯地区)	大湯(ニ)地先 大湯(ハ)地先 大湯(ロ)地先	(港)	護岸	○	130m	2.2~2.5	130m	3.0	佐世保市大湯町の一部	宅地 農地 森林		老朽化対策	高潮対策	
						護岸		104m	2.2~2.5	—	—	佐世保市大湯町の一部					
	36	6	佐世保港海岸 (相浦地区)	相浦(ハ)地先 五葉松地先 相浦(イ)地先	(港)	護岸	○	168m	2.5~3.0	168m	3.0	佐世保市棚方町～相浦町の一部	宅地 道路		老朽化対策	高潮対策	
						陸開	○	1基	—	1基	—	—					老朽化対策
						堤防		42m	2.5	—	—	佐世保市棚方町～相浦町の一部					高潮対策
						護岸		45m	2.5	—	—	佐世保市棚方町～相浦町の一部					高潮対策
						水門		2基	—	—	—	—					高潮対策
	37		佐々港海岸 (佐々港地区)	北松浦郡佐々町小浦免地先	(港)	護岸	○	430.0m	不明	225.0m	—	北松浦郡佐々町の一部	農地 森林 宅地		老朽化対策		
	38	7	佐々海岸 (長羽恵地区)	北松浦郡佐々町小浦免字外浜23から宇長羽恵1509-1まで	(農)	堤防 (水門等)		1,276m	—	—	—	佐々町の一部	農地なし		高潮対策		
39		佐々港海岸 (小佐々港地区)	北松浦郡佐々町小坂免地先	(港)	護岸		0.0m	—	—	—	北松浦郡佐々町の一部	農地 森林		高潮対策			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	防護施設	配慮事項			
長崎県	40	7	佐世保港海岸(浅子地区)	二本松(イ)地先 浅子地先	(港)	護岸	○	541m	3.0~5.1	541m	3.0	佐世保市浅子町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						陸開	○	4基	—	4基	—	—			老朽化対策		
						堤防		215m	3.0~3.4	—	—	佐世保市浅子町の一部			高潮対策		
						護岸		15m	5.1	—	—	佐世保市浅子町の一部			高潮対策		
						砂浜		190m 5,700㎡	—	—	—	—			高潮対策		
						水門		2基	—	—	—	—			高潮対策		
	41		浅子漁港海岸(浅子地区)	佐世保市浅子町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—	高潮対策			
	42		臼ノ浦港海岸(浅子港地区)	佐世保市浅子町地先	(港)	護岸	○	694.0m	2.7	—	—	佐世保市浅子町の一部	森林		高潮対策		
	43		臼ノ浦港海岸(高崎港地区)	佐世保市小佐々町臼ノ浦免地先	(港)	護岸	○	3438.0m	2.0~3.0	2833.0m	—	佐世保市小佐々町の一部	森林 宅地		老朽化対策		
	44		臼ノ浦港海岸(小佐々港地区)	佐世保市小佐々町楠泊地先	(港)	護岸	○	1781.0m	1.7~4.2	1117.0m	—	佐世保市小佐々町の一部	森林		老朽化対策		
	45		楠泊漁港海岸(楠泊地区)	佐世保市小佐々町楠泊免地先	(水)	護岸	○	881.0m	2.3~3.6	40.0m	—	佐世保市小佐々町の一部	宅地		老朽化対策		
	46		臼ノ浦港海岸(楠泊港地区)	佐世保市小佐々町楠泊免地先	(港)	護岸	○	1730.2m	2.6~3.0	950.0m	—	佐世保市小佐々町の一部	宅地 森林		老朽化対策		
						離岸堤		80.0m	2.0	—	—	—		高潮対策			
	47		神崎漁港海岸(神崎地区)	佐世保市小佐々町楠泊・矢岳地先	(水)	護岸		1725m	2.17			佐世保市小佐々町楠泊・矢岳の一部	宅地 農地 道路		高潮対策		
堤防							45m	7.60			佐世保市小佐々町楠泊・矢岳の一部	高潮対策					
48		矢岳漁港海岸(矢岳地区)	佐世保市小佐々町矢岳地先	(水)	護岸		542m	2.17			佐世保市小佐々町矢岳の一部	宅地 道路		高潮対策			
		矢岳漁港海岸(上矢岳地区)	佐世保市小佐々町矢岳地先		護岸		323m	3.17			佐世保市小佐々町矢岳の一部		宅地 農地 道路		高潮対策		



表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他						
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向					
								延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項				
長崎県	49	7	長串海岸(上矢岳地区)	北松浦郡小佐々町大字矢岳免字田原1016-49番地地先	(河)	護岸	○	687.2	1.95	584.8m	—	佐世保市小佐々町の一部	宅地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。				
	50		長串海岸(矢岳平地区)	北松浦郡小佐々町大字矢岳免字田原1070-9番地地先	(河)	護岸	○	506.9m	+2.15~3.68	220.9m	—	佐世保市小佐々町の一部	農地 森林							
	51		長串海岸(水場地区)	北松浦郡鹿町町大字長串免上禰崎1103-9番地地先	(河)	護岸	○	789.5m	3.2	652.1m	—	佐世保市鹿町町の一部	宅地							
	52		長串海岸(禰崎地区)	北松浦郡鹿町町大字長串免上禰崎1103-9番地地先	(河)	護岸	○	511.2m	+2.0~3.5	124.2m	—	佐世保市鹿町町の一部	宅地 森林							
	53		長串海岸(太刀目地区)	北松浦郡鹿町町大字長串免太刀目1076-7番地地先	(河)	護岸	○	774.6m	+2.08~3.73	404.5m	—	佐世保市鹿町町の一部	宅地 森林							
	54	8	鹿町漁港海岸(鹿町地区)	佐世保市鹿町町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	高潮対策
	55		江迎港海岸(黒口浦港地区)	佐世保市鹿町町口ノ浦免地先	(港)	護岸	○	367.0m	不明	150.0m	—	佐世保市鹿町町の一部	宅地 森林				老朽化対策			
	56		江迎港海岸(口の里港地区)	佐世保市鹿町町口の里免地先	(港)	護岸	○	433.0m	不明	283.0m	—	佐世保市鹿町町の一部	農地 森林				老朽化対策			
	57		江迎港海岸(水尻港地区)	佐世保市鹿町町地先	(港)	護岸	○	130.0m	不明	130.0m	—	佐世保市鹿町町の一部	森林 宅地				老朽化対策			
	58		江迎港海岸(鹿町港地区)	佐世保市鹿町町地先	(港)	護岸	○	1168.0m	2.5	300.0m	—	佐世保市鹿町町の一部	宅地				老朽化対策			
	59		江迎港海岸(江迎港地区)	佐世保市江迎町地先	(港)	護岸	○	1827.0m	1.8~2.6	366.0m	—	佐世保市江迎町の一部	宅地 森林				老朽化対策			
	60		江迎港海岸(末橋港地区)	佐世保市江迎町末橋免地先	(港)	護岸	○	0.0m	—	—	—	佐世保市江迎町の一部	農地 森林 宅地				高潮対策			
	61		江迎港海岸(深月港地区)	佐世保市江迎町深月免地先	(港)	護岸	○	75.0m	不明	75.0m	不明	佐世保市江迎町の一部	宅地 農地 道路 森林				老朽化対策			
	62	9	田平海岸(大塔地区)	平戸市田平町以善免字椎ノ木田無-138から字大塔318-2まで	(農)	護岸	○	670m	3.8	—	—	—	平戸市田平町の一部				農地なし	高潮対策		

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	防護施設	配慮事項			
長崎県	63		大塔港海岸(大塔地区)	平戸市田平町以善免地先	(港)	護岸	○	121m	—	121m	—	平戸市田平町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						突堤	○	92m	—	92m	—				老朽化対策		
	64		田平海岸(青砂崎地区)	平戸市田平町下寺免字外平2026から字青砂崎1930まで	(農)	護岸		1,137m	4.5	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地		高潮対策		
						突堤		1基 21m	—	—	—				高潮対策		
	65		生向漁港海岸(生向地区)	平戸市田平町地先	(水)	護岸		2,103m	2.14	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 農地		高潮対策		
	66	9	田平海岸(瀬戸山地区)	平戸市田平町小手田免字瀬戸山676から下寺免字瀬戸2-1まで	(農)	護岸		192m	—	—	—	平戸市田平町の一部	農地なし		高潮対策		
	67		小手出海岸(唐船地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	934.4m	—	364.1m	—	平戸市田平町の一部	宅地、森林、 農地		老朽化対策		
	68		田平港海岸(田平地区)	平戸市田平町山内免前田地先	(港)	護岸	○	425m	4.8	355m	4.8	平戸市田平町の一部	宅地 道路		老朽化対策		
	69		野田海岸(池尻地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	5.0m	—	5.0m	—	平戸市田平町の一部	森林		老朽化対策		
	70		田平海岸(牛首地区)	平戸市田平町大久保免字大池274-1から野田免字牛ヶ首1500-1まで	(農)	護岸(水門等)		197m	5.0	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地		高潮対策		
	71		田平海岸(弓田地区)	平戸市田平町大久保免字弓田無-15から1111-2まで	(農)	堤防		108m	8.5	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地		高潮対策		
	72		田平海岸(岡地地区)	平戸市田平町大久保免字岡地111-2から字中瀬933-1まで	(農)	護岸		157m	6.9	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地		高潮対策		
	73			大久保海岸(後平地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	365.0m	+3.34~+4.03	226.5m	+3.34~+4.03	平戸市田平町の一部		道路、宅地		老朽化対策
							離岸堤		—		—						高潮対策
		突堤					○	1基 29.5m	1基 29.5m		老朽化対策						
	74	横島海岸(横島北地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	233.7m	—	6.3m	—	平戸市田平町の一部	森林	老朽化対策				
75	横島海岸(横島南地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	358.2m	—	358.2m	—	平戸市田平町の一部	森林	老朽化対策					
76	11	釜田漁港海岸(釜田地区)	平戸市田平町地先	(水)	護岸		2,265m	2.28	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 農地	高潮対策				

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	防護施設	配慮事項			
長崎県	77		久吹港海岸 (久吹地区)	平戸市田平町岳崎免地先	(港)	護岸	○	987m	—	987m	—	平戸市田平町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						突堤	○	38m	—	38m	—						老朽化対策
	78		鯨ヶ浦港海岸 (鯨ヶ浦地区)	平戸市田平町福崎免地先	(港)	護岸	○	103m	—	103m	—	平戸市田平町の一部	宅地		老朽化対策		
						突堤	○	55m	—	55m	—				老朽化対策		
	79		田平海岸 (カケツメ地区)	平戸市田平町福崎免字カケツメ469から471-2まで	(農)	護岸		75m	4.6	—	—	平戸市田平町の一部	農地なし		高潮対策		
	80		一六漁港海岸 (小崎地区)	平戸市田平町地先	(水)	護岸		923m	1.10	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 農地		高潮対策		
						突堤		1基 50m	—	—	—				高潮対策		
	81		松浦海岸 (現血山・波津崎地区)	松浦市御厨町字血山569-1から字波津崎352まで	(農)	護岸		792m	4.6	—	—	松浦市御厨町の一部	農地なし		高潮対策		
						突堤		3基 125m	—	—	—				高潮対策		
	82		御厨大崎海岸 (加椎地区)		(港)	護岸	○	427.5	+2.74 3.84	~	272.0	—	松浦市御厨町の一部		宅地 農地	老朽化対策	
						突堤	○	58.5	—	—	58.5	—				老朽化対策	
	83		御厨大崎海岸 (大崎地区)		(港)	護岸	○	606.5	+2.74 3.84	~	202.9	—	松浦市星鹿町の一部		宅地 農地	老朽化対策	
						突堤	○	192.2	—	—	192.2	—				老朽化対策	
	84		松浦海岸 (大崎地区)	松浦市御厨町字汐屋863から字横田778まで	(農)	護岸		255m	4.4	—	—	松浦市御厨町の一部	耕作地		高潮対策		
85		松浦海岸 (廻田新田地区)	松浦市御厨町大崎免字畑下又608から牟田免字中尾630まで	(農)	護岸(水門等)		2,801m	3.5	—	—	松浦市御厨町の一部	耕作地	高潮対策				
					突堤		3基 89m	—	—	—			高潮対策				
					消波		842m	—	—	—			高潮対策				
86		下田港海岸 (下田港地区)		(河)	護岸	○	857.5	+4.0 ~5.1	745.0	—	松浦市調川町の一部	宅地 農地	老朽化対策				
					突堤	○	155.0	2.8	70.0	—			老朽化対策				
87		松浦海岸 (血田・上血田地区)	松浦市御厨町字血田240から字上血田325まで	(農)	護岸		461m	5.0	—	—	松浦市御厨町の一部	耕作地	高潮対策				
8		松浦海岸 (血田鼻地区)	松浦市星鹿町岳崎免字上血田378から326まで	(農)	護岸		79m	5.2	—	—	松浦市星鹿町の一部	農地なし	高潮対策				
89		松浦海岸 (御手洗地区)	松浦市星鹿町岳崎免字地蔵田767から771まで	(農)	護岸		67m	5.0	—	—	松浦市星鹿町の一部	耕作放棄地	高潮対策				
90		岳崎港海岸 (岳崎港地区)		(港)	護岸	○	1488.0	不明	903.0	—	松浦市星鹿町の一部	農地 森林	老朽化対策				

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	91	12	星鹿漁港海岸(星鹿地区)	松浦市星鹿町免地先	(水)	護岸	1090.0	—	—	—	—	宅地 農地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	92		松浦港海岸(松浦港地区)	(河)	護岸	5,343.85	-1.5 ~+3.2	415.0	—	松浦市御厨町の一部	宅地 農地	老朽化対策			
	93		志佐漁港海岸(志佐地区)	松浦市志佐町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—		高潮対策	
	94		調川港海岸(調川港地区)	(河)	護岸	2,496.6	+2.1 ~2.6	1,719.2	—	松浦市調川町の一部	宅地 農地	老朽化対策			
	95		浦海岸(松崎地区)	(港)	護岸	289.8	+0.09 2.85	1.5	—	松浦市今福町の一部	森林	老朽化対策			
	96		今福漁港海岸(浦免地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸	870m	4.3~5.6	—	—	松浦市今福町の一部	農地 宅地		高潮対策	
			今福漁港海岸(北免地区)	松浦市今福町地先	護岸	1041.2m	4.2~6.0	—	—	松浦市今福町の一部	道路 宅地	高潮対策			
					護岸	1基 77m	1.80	—	—	松浦市今福町の一部	宅地	高潮対策			
					離岸堤	3基 190m	4.00	—	—	松浦市今福町の一部	道路 宅地	高潮対策			
	今福漁港海岸(浜の脇地区)		松浦市今福町地先	(水)	護岸	1018m	3.6~5.5	—	—	松浦市今福町の一部	農地 宅地	高潮対策			
	97		今福東海岸(土肥ノ浦地区)	(港)	護岸	253.0	不明	157.0	—	松浦市今福町の一部	道路 森林	老朽化対策			
	98		滑栄海岸(滑栄地区)	(港)	護岸	738.5	+1.09 3.55	211.25	—	松浦市今福町の一部	宅地 農地	老朽化対策			
	99		滑栄漁港海岸(滑栄地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸	374.5m	4.70	—	—	松浦市今福町の一部	道路 宅地		高潮対策	
	100		14	福島海岸(喜内瀬地区)	松浦市福島町喜内瀬免字辰崎597-46から字白崎580-3まで	(農)	堤防(水門等)	110m	2.5	—	—	松浦市福島町の一部		耕作地	
101	福島海岸(鷲ノ巣地区)	松浦市福島町端免字鷲ノ巣1047-5から字城ヶ生1010-13まで		(農)	護岸(水門等)	93m	2.0	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策			
102	端海岸(新田地区)	(港)		護岸	452.7	+2.76 2.85	—	—	松浦市福島町の一部	道路 農地	高潮対策				
103	福島海岸(小島地区)	松浦市福島町端免字道無286-10から字小島284-5まで		(農)	堤防(水門等)	260m	2.8	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策			
104	福島海岸(小浦・鷹附岩地区)	松浦市福島町端免字小浦272-2から字鷹附岩255-2まで		(農)	護岸	223m	2.4	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他				
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
								延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	105	14	福島港海岸(福島港地区)		(河)	護岸	○	3,714.2	+2.0 ~ 2.2	3,088.0	—	松浦市福島町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	106		塩浜海岸(塩浜地区)		(港)	護岸	○	896.0	+0.90 ~ 4.29	38.7	—	松浦市福島町の一部	農地		老朽化対策		
	107		福島海岸(矢柄・風造・中網代地区)	松浦市福島町塩浜免字矢柄1635から字中網代1746-5まで	(農)	護岸			715m	4.0	—	—	松浦市福島町の一部		耕作地		高潮対策
	108		浅ヶ谷海岸(浅ヶ谷地区)		(港)	護岸	○	1,484.75	+1.64 ~ 4.07	51.7	—	松浦市福島町の一部	宅地 農地		老朽化対策		
	109		福島海岸(泊②地区)	松浦市福島町浅谷免字泊684-6から706-3まで	(農)	護岸			159m	4.0	—	—	松浦市福島町の一部		耕作地		高潮対策
						突堤			1基 16m	—	—	—	—		—		高潮対策
	110		福島海岸(泊地区)	松浦市福島町浅谷免字泊706-3から字惣重1549-1まで	(農)	護岸			788m	4.0	—	—	松浦市福島町の一部		耕作地		高潮対策
	111		福島海岸(土谷地区)	松浦市福島町浅谷免字八久保1662-1から土谷免字久保ノ下757-2まで	(農)	護岸			1,360m	3.3	—	—	松浦市福島町の一部		耕作地		高潮対策
						突堤			1基 49m	—	—	—	—		—		高潮対策
	112		福島海岸(小田地区)	松浦市福島町原免字大谷1840-2から字小田1652まで	(農)	護岸			474m	4.0	—	—	松浦市福島町の一部		耕作地		高潮対策
	113		鍋串漁港海岸(小田地区)	松浦市福島町地先	(水)	護岸			596.4m	3.4~5.5	—	—	松浦市福島町の一部		農地 宅地		高潮対策
						護岸			221m	5.50	—	—	松浦市福島町の一部		道路 宅地		高潮対策
	114		福島海岸(中網代地区)	松浦市福島町鍋串字中網代126-6から字破佐864-1まで	(農)	護岸			606m	4.2	—	—	松浦市福島町の一部		耕作地		高潮対策
	115		黒瀬戸海岸(黒瀬戸地区)		(港)	護岸	○	845.35	+2.21 ~ 3.32	690.65	—	—	松浦市福島町の一部		農地		老朽化対策
116	福島海岸(里地区)	松浦市福島町里免字松ノ浦181-2から字田原588-2まで	(農)	護岸			790m	3.9	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策				
117	黒瀬戸海岸(矢別当地区)		(港)	護岸	○	733.2	+1.92 ~ 3.11	283.95	—	—	松浦市福島町の一部	農地 森林	老朽化対策				
118	福島海岸(畠下地区)	松浦市福島町里免字小串1569-14から字畑ヶ下1580-3まで	(農)	護岸			201m	3.9	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策				

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他					
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向				
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項			
長崎県	119	15	黒瀬戸海岸 (畑下地区)		(港)	護岸	○	1,236.53	+1.62 3.98	~	111.05	—	松浦市福島町の一部	宅地 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	<p>必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。</p>		
	120		喜内瀬海岸 (粉浦地区)		(港)	護岸	○	442.7	+0.66 4.40	~	257.3	—	松浦市福島町の一部	農地 森林 道路			老朽化対策	
	121		福島海岸 (一升合地区)	松浦市福島町喜内瀬免字壱升合谷237から239まで	(農)	堤防		53m	3.6	—	—	—	—	松浦市福島町の一部			耕作地	高潮対策
	122		喜内瀬海岸 (喜内瀬地区)		(港)	護岸	○	2,284.1	+0.66 4.40	~	1,811.25	—	—	松浦市福島町の一部			農地 森林 道路	老朽化対策
	123		鷹島海岸 (真立地区)	松浦市鷹島町神崎免字真立1565-1か中通免字古神田1641まで	(農)	護岸		114m	—	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部			農地なし	高潮対策
	124		鷹島海岸 (平瀬地区)	松浦市鷹島町神崎免字神崎1413-1から字平瀬1393まで	(農)	護岸		90m	—	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部			農地なし	高潮対策
	125		鷹島海岸 (八水地区)	松浦市鷹島町神崎免字八水1326から1315-1まで	(農)	護岸		73m	4.4	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部			耕作地	高潮対策
						消波		65m	—	—	—	—	—	—			—	—
	126		神崎港海岸 (深田地区)		(河)	護岸	○	1,289.6	+2.3 ~4.0	—	1,269.6	—	—	松浦市鷹島町の一部			宅地 農地	老朽化対策
	127		鷹島海岸 (黒津地区)	松浦市鷹島町神崎免字下谷573-2から中通免字牧ノ浦60まで	(農)	護岸		593m	—	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部			耕作地	高潮対策
						突堤		4基 40m	—	—	—	—	—	—			—	—
	128		鷹島海岸 (牧ノ浦地区)	松浦市鷹島町中通免字牧ノ浦46-2から44まで	(農)	護岸		85m	3.0	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部			耕作放棄地	高潮対策
	129		殿ノ浦漁港海岸 (中央地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—			—	高潮対策
	130		鷹島海岸 (枯崎地区)	松浦市鷹島町原免字枯崎1581	(農)	護岸		75m	—	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部			農地なし	高潮対策
	131		鷹島海岸 (三里地区)	松浦市鷹島町三里免字瓢1203から字若松1766-2まで	(農)	護岸		132m	3.7	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部			耕作放棄地	高潮対策
132	原港海岸 (原港地区)		(港)	護岸	○	2010.0	不明	—	970.0	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地 森林	老朽化対策				
133	床浪港海岸 (床浪港地区)		(港)	護岸	○	338.0	+2.8 ~3.4	—	234.0	—	—	—	宅地 農地	老朽化対策				
134	三里港海岸 (三里港地区)		(港)	護岸		569.0	不明	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	森林	高潮対策				

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	防護施設	配慮事項			
長崎県	135	19	船唐津漁港海岸(南部地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	136		鷹島海岸(古田地区)	松浦市鷹島町船唐津免字古田2から8-1まで	(農)	護岸	279m	3.1	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策				
	137		鷹島海岸(牧ノ浦地区)	松浦市鷹島町船唐津免字壘田249-3から原免字垣ノ内1109まで	(農)	護岸	2,084m	5.0	—	—	松浦市鷹島町の一部	耕作放棄地	高潮対策				
	138		三代港海岸(三代港地区)		(港)	護岸	1318.3	1.3	—	—	松浦市鷹島町の一部	森林	高潮対策				
	139		鷹島海岸(猿浦地区)	松浦市鷹島町中通免字猿浦899から字仲瀬960まで	(農)	護岸	69m	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策				
	140		鷹島海岸(白浜地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字姫木362-3から字降子輪205-2まで	(農)	護岸	366m	3.1	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策				
						突堤	1基 31m	—	—	—	—	—	高潮対策				
						潜堤	47m	—	—	—	—	—	高潮対策				
	141		鷹島海岸(立石地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字得1505-1から1503-2まで	(農)	護岸	97m	4.4	—	—	松浦市鷹島町の一部	耕作放棄地	高潮対策				
	142		鷹島海岸(婚ヶ浦地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字婚ヶ浦1244から1242-1まで	(農)	護岸	53m	4.6	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策				
	143		鷹島海岸(釜蓋地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字釜蓋1143-1から1138まで	(農)	自然海岸	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策				
	145		鷹島海岸(浜ノ浦地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字釜蓋1135-2から字白崎241-1まで	(農)	護岸	93m	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策				
	146		鷹島海岸(日比地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字池田33から里免字日比1374まで	(農)	護岸	30m	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策				
	147		日比漁港海岸(北部地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—		高潮対策		
148	鷹島海岸(降道地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字榎2375から神崎免降道2162まで	(農)	護岸	295m	4.2	—	—	松浦市鷹島町の一部	耕作地	高潮対策						
				消波	97m	—	—	—	—	—	高潮対策						
149	鷹島海岸(伊野利地区)	松浦市鷹島町神崎免字抜田2034から字真立1594まで	(農)	護岸	250m	4.2	—	—	松浦市鷹島町の一部	耕作地	高潮対策						
				突堤	2基 42m	—	—	—	—	—	高潮対策						

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	150	19	岩の上海岸(植松地区)	平戸市岩の上町地先	(河)	護岸	○	164.5m	—	106.5m	—	平戸市岩の上町の一部	農地、森林	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	151		平戸海岸(植松地区)	平戸市明の川内町字遠見岳9から岩の上町字東植松461まで	(農)	護岸		562m	4.5	—	—	平戸市明の川内町の一部	耕作地		高潮対策	
	152		平戸海岸(大野浦地区)	平戸市大野町字柴山295から明の川内町字松田74まで	(農)	護岸		1,341m	4.5	—	—	平戸市大野町と明の川内町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤		4基190m	—	—	—	—	—		高潮対策	
						消波		210m	—	—	—	—	—		高潮対策	
	153		平戸海岸(大崎地区)	平戸市大山町字北平1088から大野町字俵石350まで	(農)	護岸		1,429m	4.5	—	—	平戸市大山町と大野町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤		5基189m	—	—	—	—	—		高潮対策	
						消波		129m	—	—	—	—	—		高潮対策	
	154		大野海岸(柳道地区)	平戸市大野町地先	(河)	護岸	○	132.0m	—	106.2m	—	平戸市大野町の一部	森林、宅地		老朽化対策	
						離岸堤		—	+4.23~+4.36	—	+4.23~+4.36				高潮対策	
						突堤	○	1基42.3m	—	—	—				老朽化対策	
	155		大山海岸(北平地区)	平戸市大山町地先	(河)	護岸	○	369.6m	—	212.7m	—	平戸市大山町の一部	森林、宅地		老朽化対策	
	156		川内港海岸(千里ヶ浜地区)	平戸市大山町字南平地先	(港)	護岸	○	1172m	5.9	180m	5.9	平戸市大山町の一部	道路		老朽化対策	
突堤						200m	4.5	—	—	高潮対策						
157	川内港海岸(川内地区)	平戸市大山町字黒曾根地先	(港)	護岸	○	1552m	5.5	1277m	5.5	平戸市大山町の一部	宅地 道路 農地	老朽化対策				
158	川内港海岸(水垂地区)	平戸市水垂町字種子田地先	(港)	護岸	○	1551m	5.0	335m	5.0	平戸市水垂町の一部	宅地 道路	老朽化対策				
159	平戸海岸(京崎鼻地区)	平戸市水垂町字京崎1146から1133まで	(農)	護岸		166m	5.2	—	—	平戸市水垂町の一部	耕作地	高潮対策				
160	平戸海岸(京岩崎地区)	平戸市宝亀町字池田57-1から水垂町字京崎1146-口まで	(農)	護岸		330m	5.2	—	—	平戸市水垂町の一部	耕作地	高潮対策				
161	宝亀漁港海岸(宝亀地区)	平戸市宝亀町地先	(水)	護岸		582m	1.82	—	—	平戸市宝亀町の一部	宅地 農地	高潮対策				



表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	防護施設	配慮事項			
	162		平戸海岸 (中田地区)	平戸市宝亀町字新田1527から字中田1480まで	(農)	護岸		201m	4.6	—	—	平戸市宝亀町の一部	耕作地		高潮対策		
長崎県	163	19	平戸海岸 (名切地区)	平戸市宝亀町字新田1540から字名切2257-1まで	(農)	護岸 (水門等)		409m	3.1	—	—	平戸市宝亀町の一部	耕作地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	164		木場海岸 (見城ヶ浜地区)	平戸市木場町地先	(河)	護岸	○	844.1m	—	688.8m	—	平戸市木場町の一部	宅地、森林、農地		老朽化対策		
							突堤	○	1基 32.7m	—	1基 32.7m	—					老朽化対策
	165		紐差港海岸 (長瀬地区)	平戸市木場町字木山地先	(港)	護岸	○	1370m	—	957m	—	平戸市木場町の一部	農地		老朽化対策		
							突堤	○	20m	—	20m	—					老朽化対策
	166		紐差港海岸 (田崎地区)	平戸市木場町字本山地先	(港)	護岸	○	1730m	—	1730m	—	平戸市木場町の一部	道路 農地		老朽化対策		
	167		紐差港海岸 (紐差地区)	平戸市迎紐差町地先	(港)	護岸	○	1710m	—	1710m	—	平戸市迎紐差町の一部	宅地 道路 農地		老朽化対策		
							突堤	○	75m	—	75m	—					老朽化対策
	168		木ヶ津漁港海岸 (木ヶ津地区)	平戸市木ヶ津町地先	(水)	護岸		1,281m	2.37	—	—	平戸市木ヶ津町の一部	宅地 農地		高潮対策		
	169		紐差港海岸 (木ヶ津地区)	平戸市木ヶ津町地先	(港)	護岸	○	1100m	—	1100m	—	平戸市木ヶ津町の一部	農地		老朽化対策		
170	木ヶ津海岸 (赤松崎地区)	平戸市木ヶ津町地先	(河)	護岸	○	496.8m	—	219.2m	—	平戸市木ヶ津町の一部	宅地、 農地	老朽化対策					
171	平戸海岸 (崎辺地区)	平戸市大川原町字崎辺1539から字壺神山1486-4まで	(農)	護岸		281m	—	—	—	平戸市大川原町の一部	耕作放 棄地	高潮対策					
172	大川原港海岸 (大川原地区)	平戸市大川原町字御神戸地先	(港)	護岸	○	441m	—	285m	—	平戸市大川原町の一部	宅地 農地	老朽化対策					
					突堤	○	22m	—	22m	—			老朽化対策				
173	船木海岸 (女鹿地区)	平戸市船木町地先	(河)	護岸	○	157.3m	—	137.5m	—	平戸市船木町の一部	道路	老朽化対策					
174	平戸海岸 (船木地区)	平戸市船木町字前田273から字宮ノ後763まで	(農)	護岸		410m	—	—	—	平戸市船木町の一部	耕作地 宅地 市道	高潮対策					
175	平戸海岸 (梶明・渡谷地区)	平戸市船木町字梶明1051-2から字渡谷又1257まで	(農)	護岸		77m	—	—	—	平戸市船木町の一部	耕作地	高潮対策					
176	前津吉漁港海岸 (前津吉地区)	平戸市神ノ川町字神ノ川地先	(水)	護岸	○	99m	5.00	99m	5.0	平戸市神ノ川町の一部	宅地	老朽化対策					

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他				
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	防護施設	配慮事項			
長崎県	177	20	平戸海岸(簿山地区)	平戸市前津吉町字前津吉378から字一配田1312まで	(農)	護岸	○	503m	8.5	500m	10.8	平戸市前津吉町の一部	耕作地 宅地 市道	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						消波		233m	7.5	233m	7.5	—	—		—		高潮対策
			平戸海岸(川尻地区)	平戸市前津吉町字一配田1312から神上町字火渡550まで	(農)	護岸		822m	9.5	—	—	平戸市前津吉町と神上町の一部	耕作地		高潮対策		
						消波		173m	—	—	—	—	—		高潮対策		
			平戸海岸(立石地区)	平戸市小田町立石免2256	(農)	自然海岸		—	—	—	—	平戸市小田町の一部	農地なし		高潮対策		
			小田海岸(船越前目地区)	平戸市小田町地先	(河)	護岸		104.5m		—	—	平戸市小田町の一部	宅地		高潮対策		
						離岸堤		—		—	—						
			平戸海岸(見川原地区)	平戸市野子町字見川原555から字大崎556まで	(農)	護岸		99m	4.7	—	—	平戸市野子町の一部	農地なし		高潮対策		
			平戸海岸(戸屋久地区)	平戸市野子町字戸屋久252から254-1まで	(農)	護岸		147m	—	—	—	平戸市野子町の一部	耕作放棄地		高潮対策		
			平戸海岸(片平石地区)	平戸市野子町字片平石402から字見川原553まで	(農)	護岸		118m	—	—	—	平戸市野子町の一部	耕作放棄地		高潮対策		
			平戸海岸(郷子地区)	平戸市野子町字郷子348から388まで	(農)	護岸		74m	—	—	—	平戸市野子町の一部	耕作放棄地		高潮対策		
			宮ノ浦漁港海岸(宮ノ浦地区)	平戸市野子町宮ノ浦地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—		高潮対策		
			福良漁港海岸(福良・野子地区)	平戸市野子町地先	(水)	護岸		1,318m	3.10	—	—	平戸市野子町の一部	宅地 農地		高潮対策		
			小田海岸(赤波江地区)	平戸市野子町地先	(河)	護岸	○	148.0m	—	148.0m	—	平戸市野子町の一部	森林		老朽化対策		
船越漁港海岸(船越地区)	平戸市野子町地先	(水)	護岸		1,929m	3.15	—	—	平戸市野子町の一部	宅地 農地	高潮対策						
小田海岸(船越地区)	平戸市小田町地先	(河)	護岸	○	372.0m	—	262.0m	—	平戸市小田町の一部	森林、農地	老朽化対策						
平戸海岸(肥地区)	平戸市小田町字肥1698-1から字肥崎1149まで	(農)	護岸		523m	4.1	—	—	平戸市小田町の一部	耕作地 宅地	高潮対策						
志々伎浦漁港海岸(志々伎浦地区)	平戸市志々伎町地先	(水)	護岸		1,726m	4.23	—	—	平戸市志々伎町の一部	宅地 農地	高潮対策						

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向			
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項		
長崎県	192		平戸海岸 (大志々伎地区)	平戸市大志々伎町字月崎137第1から字水尻1786まで	(農)	護岸	1,057m	6.5	—	—	平戸市大志々伎町の一部	耕作地 宅地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗濯や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
						突堤	2基 73m	—	—	—	—						
	193		平戸海岸 (女鹿崎地区)	平戸市大志々伎町字女鹿崎1831から1809まで	(農)	自然海岸	—	—	—	—	平戸市大志々伎町の一部	農地なし		高潮対策			
	194		平戸海岸 (尾ノ浦地区)	平戸市早福町尾の浦30から大志々伎町字尾の浦1925まで	(農)	自然海岸	—	—	—	—	平戸市早福町と大志々伎町の一部	農地なし		高潮対策			
	195		平戸海岸 (打越地区)	平戸市早福町打越丙195から字女瀬浦150-1まで	(農)	自然海岸	—	—	—	—	平戸市早福町の一部	農地なし		高潮対策			
	196		早福漁港海岸 (早福地区)	平戸市早福町地先	(水)	護岸	204m	2.24	—	—	平戸市早福町の一部	宅地 農地		高潮対策			
	197	21		平戸海岸 (江川地区)	平戸市早福町字江川1219-第1から1274乙まで	(農)	護岸	65m	7.5	—	—	平戸市早福町の一部		耕作地		高潮対策	
	198			平戸海岸 (松田地区)	平戸市早福町字大早福1506から字松田1383まで	(農)	護岸	86m	7.4	—	—	平戸市早福町の一部		耕作地		高潮対策	
	199		古田漁港海岸 (古田地区) (大佐志地区)	平戸市大佐志町地先	(水)	護岸	3,057m	4.12	—	—	平戸市大佐志町の一部	宅地 農地		高潮対策			
	200		神船海岸 (神船地区)	平戸市神船町地先	(河)	護岸	○	447.0m	—	447.0m	—	平戸市神船町の一部		農地、森林		老朽化対策	
	201		猪渡谷海岸 (中津良川地区)	平戸市猪渡谷町地先	(河)	護岸	○	415.0m	—	406.0m	—	平戸市猪渡谷町の一部		森林、宅地、農地		老朽化対策	
	202		猪渡谷漁港海岸 (猪渡谷地区)	平戸市猪渡谷町地先	(水)	護岸	185m	2.14	—	—	平戸市猪渡谷町の一部	宅地 農地		高潮対策			
	203		西浜漁港海岸 (西浜地区)	平戸市堤町地先	(水)	護岸	208m	—	—	—	平戸市堤町の一部	宅地 農地		高潮対策			
	204		堤漁港海岸 (堤地区)	平戸市堤町地先	(水)	護岸	769m	5.39	—	—	平戸市堤町の一部	宅地 農地		高潮対策			
	205	22		平戸海岸 (馬込地区)	平戸市堤町字馬込622から647まで	(農)	護岸	121m	7.0	—	—	平戸市堤町の一部		耕作放 棄地		高潮対策	
	206			飯良漁港海岸 (飯良地区)	平戸市飯良町地先	(水)	護岸	1,123m	5.50	—	—	平戸市飯良町の一部		宅地 農地		高潮対策	
	207			根獅子漁港海岸 (根獅子地区)	平戸市根獅子町地先	(水)	護岸	482m	3.95	—	—	平戸市根獅子町の一部		宅地 農地		高潮対策	
	208			大石脇海岸 (人津久地区)	平戸市獅子町、大石脇町地先	(河)	護岸	○	849.4m	—	417.5m	—		平戸市獅子町、大石脇町の一部		森林、道 路	老朽化対策
	209			獅子漁港海岸 (獅子地区)	平戸市獅子町地先	(水)	護岸	748m	2.47	—	—	平戸市獅子町の一部		宅地 農地		高潮対策	

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	210	22	平戸海岸 (春日地区)	平戸市春日町字小不計1181から3219まで	(農)	護岸	122m	8.0	—	—	平戸市春日町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	211		高越漁港海岸 (高越地区)	平戸市高越町地先	(水)	護岸	271m	2.80	—	—	平戸市高越町の一部	宅地 農地		高潮対策		
	212		春日漁港海岸 (高浜地区)	平戸市春日町地先	(水)	護岸	283m	—	—	—	—	—		農地なし		高潮対策
	213	25	生月海岸 (早崎地区)	平戸市生月町山田南免字早崎4363-1から字荒崎1725まで	(農)	護岸	1,860m	5.4	—	—	平戸市生月町の一部	農地なし		高潮対策		
						突堤	2基 133m	—	—	—	—	—		高潮対策		
						離岸堤	234m	—	—	—	—	—		高潮対策		
						消波	1,663m	—	—	—	—	—		高潮対策		
	214	25	山田南海岸 (道畔地区)	平戸市生月町地先	(河)	護岸	○	62.3m	—	62.3m	—	平戸市生月町の一部		農地		老朽化対策
						離岸堤	—	—	—	—	—	—		高潮対策		
	215	25	生月海岸 (横道地区)	平戸市生月町南免度畑2807から里免字横道4568まで	(農)	護岸	641m	8.1	—	—	平戸市生月町の一部	耕作放棄地		高潮対策		
	216	25	生月海岸 (永田地区)	平戸市生月町菅部免字志保良3232から字永田2829まで	(農)	護岸	393m	9.2	—	—	平戸市生月町の一部	農地なし		高潮対策		
	217	23	生月海岸 (田頭地区)	平戸市生月町菅部免字田頭185-3から字トノクソ435-2まで	(農)	護岸	254m	4.9	—	—	平戸市生月町の一部	農地なし		高潮対策		
	218	23	生月海岸 (田頭第2地区)	平戸市生月町菅部免字トノクソ447から字鞍馬472まで	(農)	護岸	97m	5.1	—	—	平戸市生月町の一部	農地なし		高潮対策		
	219	23	御崎漁港海岸 (御崎浦地区)	平戸市生月町地先	(水)	護岸	1,295m	3.41	—	—	平戸市生月町の一部	宅地 農地		高潮対策		
220	23	生月一部海岸 (御崎浜脇地区)	平戸市生月町地先	(河)	護岸	○	783.7m	+1.41~+6.17	164.6m	+1.41~+6.17	平戸市生月町の一部	森林、宅地	老朽化対策			
					離岸堤	—	—		高潮対策							
					突堤	○	1基 2.8m		1基 2.8m				老朽化対策			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
								延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	221	24	生月漁港海岸(宇瀬地区)	平戸市生月町宍部浦字浦方地先	(水)	護岸	○	1499m	3.50	1499m	3.5	平戸市生月町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	222		生月漁港海岸(松本地区)	平戸市生月町大字生月里免宍部浦地先	(水)	護岸	○	449m	7.00	449m	7.0	平戸市生月町の一部	道路 農地		老朽化対策		
	223		生月海岸(山田地区)	平戸市生月町山田免字下骨棒1757から字日草970-2まで	(農)	護岸			1,202m	4.3	—	—	平戸市生月町の一部		農地なし		高潮対策
						消波			1,093m	—	—	—	—		—		高潮対策
	224		館浦漁港海岸(館浦地区)(宮ノ下地区)	平戸市生月町大字山田免地先	(水)	護岸	○	165m	—	165m	—	平戸市生月町の一部	道路		老朽化対策		
	225	17	白石漁港海岸(白石地区)	平戸市主師町地先	(水)	護岸		207m	4.78	—	—	平戸市主師町の一部	宅地 農地		高潮対策		
	226		主師海岸(主師地区)	平戸市主師町地先	(河)	護岸	○	226.7m	—	105.5m	—	平戸市主師町の一部	宅地、森林		老朽化対策		
	227		平戸海岸(荒崎地区)	平戸市古江町字荒崎1185から宇瀬ノ内1216まで	(農)	護岸			415m	5.1	—	—	平戸市古江町の一部		農地なし		高潮対策
						潜堤			445m	—	—	—	—		—		高潮対策
	228		平戸海岸(小浦地区)	平戸市古江町字阿波造889から字小浦827まで	(農)	護岸			280m	5.3	—	—	平戸市古江町の一部		農地なし		高潮対策
	229	18	古江港海岸(大瀬地区)	平戸市古江町字大瀬地先	(港)	護岸	○	201m	3.7	201m	3.7	平戸市古江町の一部	農地		老朽化対策		
	230		古江港海岸(古江地区)	平戸市古江町字早ヶ浦地先	(港)	護岸	○	2117m	4.4	625m	4.4	平戸市古江町の一部	宅地 道路 農地		老朽化対策		
	231		古江港海岸(木引地区)	平戸市木引町字塩焼地先	(港)	護岸			2893m	5.5	1556m	5.5	平戸市木引町の一部		道路 農地		老朽化対策
						突堤			30m	4.3	—	—					高潮対策
	232	鏡川海岸(梅崎地区)	平戸市鏡川町地先	(河)	護岸	○	458.5m	—	436.5m	—	平戸市鏡川町の一部	農地、森林、宅地	老朽化対策				

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」		施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	防護施設	配慮事項			
長崎県	233	18	薄香湾漁港海岸(潮ノ浦地区)	平戸市大久保町字千代切山地先	(水)	護岸	○	783m	4.40	783m	4.4	平戸市大久保町の一部	宅地 道路 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
			薄香湾漁港海岸(薄香地区)	平戸市鏡川町字梅崎地先		護岸	○	110m	—	110m	—	平戸市鏡川町の一部	宅地		老朽化対策		
	234	(河)	大久保海岸(大久保地区)	平戸市大久保町地先	護岸	○	2059.1m	+1.29~+4.61	1903.0m	+1.29~+4.61	平戸市大久保町の一部	道路、宅地、農地、森林	老朽化対策				
					離岸堤	—	—		—				高潮対策				
					突堤	○	3基 97.0m		3基 97.0m				老朽化対策				
	235	(農)	平戸海岸(千代切山地区)	平戸市大久保町字水ノ浦127	自然海岸	—	—	—	—	平戸市大久保町の一部	農地なし	高潮対策					
	236	(農)	平戸海岸(広浦地区)	平戸市大久保町字長崎山219-8から220-25-1まで	護岸	—	160m	2.2	—	—	平戸市大久保町の一部	農地なし 宅地 市道	高潮対策				
	237	(農)	平戸海岸(須草地区)	平戸市大久保町字須草203から又218まで	護岸	—	102m	2.1	—	—	平戸市大久保町の一部	耕作地 市道	高潮対策				
	238	(水)	須草海岸漁港海岸(須草地区)	平戸市大久保町地先	護岸	—	334m	2.84	—	—	平戸市大久保町の一部	宅地 農地	高潮対策				
	239	(農)	平戸海岸(東田ノ浦地区)	平戸市大久保町字東田ノ浦178から西田ノ浦3-第1まで	護岸	—	430m	—	—	—	平戸市大久保町の一部	耕作放棄地	高潮対策				
	240	(農)	平戸海岸(神崎地区)	平戸市大久保町字米山免633	護岸	—	36m	—	—	—	平戸市大久保町の一部	耕作放棄地	高潮対策				
	241	(河)	岩の上海岸(龍脇地区)	平戸市大久保町地先	護岸	○	352.0m	—	35.0m	—	平戸町大久保町の一部	道路	老朽化対策				
					突堤	○	1基 48.0m	—	1基 48.0m	—			老朽化対策				
242	(水)	田助漁港海岸(田助地区)	平戸市田助町字四軒家地先	護岸	○	434m	5.30	434m	5.3	平戸市田助町の一部	宅地 道路 農地	老朽化対策					

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	243	19	平戸港海岸(小川地区)	平戸市大久保町字古館地先	(港)	護岸	○	801m	5.0	354m	5.0	平戸市大久保町の一部	宅地 道路	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	244		平戸港海岸(白浜地区)	平戸市岩の上町字亀岡地先	(港)	護岸	○	376m	5.0	376m	5.0	平戸市岩の上町の一部	宅地			老朽化対策
	245		岩の上海岸(南龍崎地区)	平戸市岩の上町地先	(河)	護岸	○	524.3m	—	279.0m	—	平戸市岩の上町の一部	森林、宅地			老朽化対策
	246	247	飯盛漁港海岸(飯盛地区)	平戸市度島町地先	(水)	護岸	○	1,032m	3.54	—	—	平戸市度島町の一部	宅地 農地	高潮対策 老朽化対策	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	247		度島漁港海岸(ハイキ地区)	平戸市度島町字ハイキ地先	(水)	護岸	○	159m	5.00	159m	5.0	平戸市度島町の一部	農地			老朽化対策
	247		度島漁港海岸(湯牟田地区)	平戸市度島町字椎木原地先		護岸	○	1064m	5.50	1064m	5.5	平戸市度島町の一部	宅地 農地			老朽化対策
	248		度島海岸(波息地区)	平戸市度島町地先	(河)	護岸	○	844.3m	+4.02~+6.08	283.2m	+4.02~+6.08	平戸市度島町の一部	森林、農地			老朽化対策
	249	16	平戸海岸(度島地区)	平戸市度島町字小松又2733-2から字太田2142まで	(農)	護岸	○	837m	6.0	—	—	平戸市度島町の一部	耕作放棄地	高潮対策		
	250		平戸海岸(水尻地区)	平戸市度島町字塚畑1826から字小郷浦1325まで	(農)	護岸	○	853m	7.2	—	—	平戸市度島町の一部	耕作放棄地	高潮対策		
	251		平戸海岸(崎瀬地区)	平戸市度島町字白津知又366から字荒崎365-1まで	(農)	護岸	○	200m	3.6	—	—	平戸市度島町の一部	耕作放棄地	高潮対策		
	252		大島西宇戸海岸(西宇戸地区)		(港)	護岸	○	366.5	+0.66 4.40	366.5	—	平戸市大島村の一部	農地 森林 礎石場	老朽化対策		
	253		大島海岸(前平地区)	平戸市大島村大島前平免字白崎438から字辻山899まで	(農)	護岸	○	1,105m	6.5	—	—	平戸市大島村の一部	耕作地	高潮対策		
	253					突堤	○	2基 66m	—	—	—	—	—	—	高潮対策	
	254		獅子吼港海岸(獅子吼港地区)		(港)	護岸	○	569.0	不明	—	—	松浦市鷹島町の一部	宅地 農地	高潮対策		
	255	獅子吼港海岸(戸田港地区)		(港)	護岸	○	728.0	不明	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地 森林	高潮対策			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	256	16	大島海岸(小通地区)	平戸市大島村大根坂免字小通1055	(農)	護岸	47m	—	—	—	平戸市大島村の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	257		大島海岸(長崎島地区)	平戸市大島村大根坂免字長崎鼻1105から1106まで	(農)	自然海岸	—	—	—	—	平戸市大島村の一部	農地なし		高潮対策	
	258		大根坂漁港海岸(大根坂地区)	平戸市鷹島町大根坂免地先	(水)	護岸	644.5	—	—	—	—	宅地 農地		高潮対策	
	259		大島港海岸(大島港地区)			(河)	護岸	6,519.1	+1.67 ~3.97	5,950.7	—	平戸市大島村の一部		宅地 農地	
		船揚場	9.0				—	—	—	—	—	老朽化対策			
	260	高島漁港海岸(東地区)	佐世保市高島町地先	(水)	護岸	299m	6.00	—	—	佐世保市高島町の一部	農地 道路	高潮対策			
	261	佐世保海岸(春地区)	佐世保市高島町字春542から470まで	(農)	護岸	173m	6.3	—	—	佐世保市高島町の一部	耕作地	高潮対策			
	262	佐世保海岸(崎田地区)	佐世保市高島町字崎田127から82まで	(農)	護岸	174m	5.6	—	—	佐世保市高島町の一部	耕作地	高潮対策			
	263	高島漁港海岸(西地区)	佐世保市高島町地先	(水)	護岸	362m	4.90	—	—	佐世保市高島町の一部	宅地 農地 道路	高潮対策			
	264	佐世保海岸(桜田地区)	佐世保市高島町字桜田1082から1123まで	(農)	護岸	178m	—	—	—	佐世保市高島町の一部	耕作放棄地	高潮対策			
	265	青島漁港海岸(北地区)	松浦市星鹿町地先	(水)	護岸	150m	5.2~6.0	—	—	松浦市星鹿町の一部	農地	高潮対策			
	266	青島漁港海岸(赤岩地区)	松浦市星鹿町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	高潮対策			
	267	松浦海岸(赤岩地区)	松浦市星鹿町青島免字赤岩894から字上畑1086まで	(農)	護岸	798m	4.5	—	—	松浦市星鹿町の一部	耕作地	高潮対策			
		消波			569m	—	—	—	—	—	高潮対策				
	268	松浦海岸(長久保・赤バエ・牛久保地区)	松浦市星鹿町青島免字牛久保1089から字赤バエ1393まで	(農)	護岸	912m	4.6	—	—	松浦市星鹿町の一部	耕作地	高潮対策			
269	松浦海岸(宝浜地区)	松浦市星鹿町青島免字石垣1578から1629まで	(農)	護岸	457m	4.6	—	—	松浦市星鹿町の一部	耕作放棄地	高潮対策				
270	星鹿海岸(宝ノ浜地区)		(港)	護岸	590.0m	+3.61 4.66	—	—	松浦市鷹島町の一部	森林	高潮対策				



表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針		イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
							延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	271	15	松浦海岸(崎田地区)	松浦市星鹿町青島免字丸島二369から字崎田419-1まで	(農)	護岸	383m	4.6	—	—	松浦市星鹿町の一部	農地なし	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						消波	76m	—	—	—	—	高潮対策				
	272	松浦海岸(白岩地区)	松浦市星鹿町青島免字中島439から字白岩又64まで	(農)	護岸	570m	4.6	—	—	松浦市星鹿町の一部	農地なし	高潮対策				
					消波	—	—	—	—	—	—	高潮対策				
	273	14	飛島海岸(大谷地区)		(港)	護岸	1150.7	+3.36 4.86	~	687.3	—	松浦市今福町の一部		宅地 農地		老朽化対策
	274		飛島漁港海岸(水谷地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸	95m	5.00	—	—	松浦市今福町の一部	宅地		高潮対策		
	275		飛島漁港海岸(大泊地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸	195m	4.5~ 5.0m	—	—	松浦市今福町の一部	宅地		高潮対策		
276	松浦海岸(飛島地区)		松浦市今福町飛島免字大泊191から字風突谷33まで	(農)	護岸	160m	3.4	—	—	松浦市今福町の一部	農地なし	高潮対策				
277	15	黒島漁港海岸(北西部地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	高潮対策				

## 第3編

### 海岸保全に関するその他の重要事項

## イ. 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合性を確保する。

松浦沿岸は総延長 1,175km、隣接する関係市町は 5 市 1 3 町 1 村に及び、本計画策定区域に関する「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全基本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

### (1) 関連する諸法

- ・ 海岸整備に関する諸法

海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法、砂防  
法、社会資本整備重点化法等

- ・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護および狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある  
野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に  
関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規  
制法、振動規制法、悪臭防止法、水質自然保護法

- ・ 土地改良法

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律

### (2) 関連する諸計画

- ・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川  
整備計画）
- ・ 防災計画
- ・ 地域計画（長期総合計画、関連市町村総合計画等）
- ・ 環境基本計画、関係市町村環境基本計画

## ロ. 関係行政機関との連携調整

海岸保全施設整備の実施にあたっては、海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

## ハ. 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう実施段階においても現地見学会や勉強会等を実施し、海岸保全に関する地域住民の意識の向上を図ることで、将来的な維持管理等にも積極的に参加できるような環境を形成して行く。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じて説明会や広報誌を通じた情報の配信を進め、事業の透明性の向上を図るため海岸整備に関する情報を広く公開する。

## 二. 調査研究の推進

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

## ホ. 計画の見直し

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容などを点検・整理し、適宜見直しを行うものとする。